

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p>本章2. についても、小分類（①、②、・・）まで記載。</p> <p>はじめに</p> <p>（略）。緊急事態宣言が解除された後も、<u>現在まで、全国で感染拡大の状況</u>が生じている。このため、引き続き、感染拡大防止に向けた感染対策を行うことが求められている。</p> <p>一方で、廃棄物処理は国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務とされ、緊急事態宣言時においても、十分に感染拡大防止策を講じつつ、事業を継続することが求められている。既に、廃棄物処理業界においては、一般財団法人日本環境衛生センター・公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターにより「廃棄物処理業における新型コロナウイルス対策ガイドライン」が策定され、廃棄物処理業者による取組が進められているところであるが、本ガイドラインでは、廃棄物処理業者のみならず、排出者や地方公共団体を始めとする関係主体も対象に含めた上で、新型コロナウイルスの感染が拡大している状況下において、排出時の感染防止策、適正な処理のために講ずべき対策、処理体制の維持のためによるべき措置等について取りまとめた。</p> <p>（略）</p>	<p>目次</p> <p>本章2. において、小分類（①、②、・・）の記載無し。</p> <p>はじめに</p> <p>（略）。緊急事態宣言が解除された後も、<u>9月時点においては、都市部を中心に接待を伴う飲食店や友人・知人との会食・飲み会を介した感染拡大が続いている</u>り、地方でも感染拡大が生じている。このため、引き続き、感染拡大防止に向けた感染対策を行うことが強く求められている。</p> <p>一方で、廃棄物処理は国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務とされ、緊急事態宣言時においても、十分に感染拡大防止策を講じつつ、事業を継続することが求められている。既に、廃棄物処理業界においては、一般財団法人日本環境衛生センター・公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターにより「廃棄物処理業における新型コロナウイルス対策ガイドライン」が、<u>公益社団法人全国産業資源循環連合会</u>により「産業廃棄物処理業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」が策定され、廃棄物処理業者による取組が進められているところであるが、本ガイドラインでは、廃棄物処理業者のみならず、排出者や地方公共団体を始めとする関係主体も対象に含めた上で、新型コロナウイルスの感染が拡大している状況下において、排出時の感染防止策、適正な処理のために講ずべき対策、処理体制の維持のためによるべき措置等について取りまとめた。</p> <p>（略）</p>
序章 新型コロナウイルス感染症に関する基礎情報	序章 新型コロナウイルス感染症に関する基礎情報

1. 新型コロナウイルス感染症の概要	1. 新型コロナウイルス感染症の概要
(1) (略)	(1) (略)
コラム1 (略)	コラム1 (略)
(2) 新型コロナウイルス感染症について	(2) 新型コロナウイルス感染症について
<p>世界保健機関 (World Health Organization: WHO) によると、現時点において、潜伏期間は1～14日（一般的には5～6日）とされている。また、新型コロナウイルスに感染すると、発熱、咳、鼻水や息苦しさといった呼吸器症状、頭痛、倦怠感などがみられる。軽症や治癒することも多いが、重症化する場合は、普通の風邪症状が出てから約<u>5～7</u>日程度で、症状が急速に悪化し、肺炎に至ると考えられている。特に、高齢や基礎疾患（糖尿病、心不全、呼吸器疾患など）を有する人では重症化するリスクが高いと考えられており、新型コロナウイルスによる肺炎が重篤化した場合は、人工呼吸器など集中治療が必要となり、季節性インフルエンザよりも入院期間が長くなる事例が報告されている。</p> <p>また、新型コロナウイルスも一般的なウイルスと同様、増殖・流行を繰り返す中で少しずつ変異しており、世界各地で新たな変異株が確認されている。変異株は従来よりも感染力が強く、重症化するリスクも高い場合があるため、こうした新たな変異株に対する注意が必要である。</p> <p>(略)</p>	<p>世界保健機関 (World Health Organization: WHO) によると、現時点において、潜伏期間は1～14日（一般的には5～6日）とされており、厚生労働省では、これらの情報も踏まえて、濃厚接触者については14日間にわたり健康状態を観察することとしている。また、新型コロナウイルスに感染すると、発熱、咳、鼻水や息苦しさといった呼吸器症状、頭痛、倦怠感などがみられる。軽症や治癒することも多いが、重症化する場合は、普通の風邪症状が出てから約<u>5～7</u>日程度で、症状が急速に悪化し、肺炎に至ると考えられている。特に、高齢や基礎疾患（糖尿病、心不全、呼吸器疾患など）を有する人では重症化するリスクが高いと考えられており、新型コロナウイルスによる肺炎が重篤化した場合は、人工呼吸器など集中治療が必要となり、季節性インフルエンザよりも入院期間が長くなる事例が報告されている。</p> <p>また、新型コロナウイルスも一般的なウイルスと同様、増殖・流行を繰り返す中で少しずつ変異しており、世界各地で新たな変異株が確認されている。変異株は従来よりも感染力が強く、重症化するリスクも高いため、こうした新たな変異株に対する注意が必要である。</p> <p>(略)</p>
(3) 新型コロナウイルスの感染経路	(3) 新型コロナウイルスの感染経路
一般的には、インフルエンザウイルスと同様の飛沫感染、マイクロ飛沫感染、接触感染により伝播すると考えられている。	一般的には、インフルエンザウイルスと同様の飛沫感染、接触感染に加え、マイクロ飛沫感染により伝播すると考えられている。

<p>(飛沫感染) <u>(略)</u> <u>(マイクロ飛沫感染)</u> <u>(略)</u> <u>(接触感染)</u> <u>(略)</u></p>	<p>(飛沫感染) <u>(略)</u> <u>(接触感染)</u> <u>(略)</u> <u>(マイクロ飛沫感染)</u> <u>(略)</u></p>
<p>(4) 一般的な感染防止・感染拡大防止策</p> <p>(飛沫感染対策・マイクロ飛沫感染対策)</p> <p>感染を予防するためには、①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集場所（多くの人が密集している）、③密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や共同行為が行われる）という「3つの密」を避けること等が重要であり、人ととの距離をとること及び室内における換気、マスクの着用、手洗い等の手指衛生等の基本的な感染対策を十分に行うことが有効である。</p> <p>3つの密に該当する場面では、一定の感染リスクが避けられないことから、なるべく密閉・密集・密接のいずれも避けるように努めることが重要である。</p> <p>マスクの着用⁴について⁵は、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和5年2月10日（以降、逐次更新）新型コロナウイルス感染症対策本部決定。以下「基本的対処方針」という。）において、次のように示されている。</p> <p>重症化リスクの高い人等に感染させない配慮は継続しながら、個人の判断に委ねることを基本とすることや、本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう、個人の主体的な判断が尊重されることを踏まえ、事業者から利用者や従業員に対して、</p>	<p>(4) 一般的な感染防止・感染拡大防止策</p> <p>(飛沫感染対策・マイクロ飛沫感染対策)</p> <p>感染を予防するためには、①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集場所（多くの人が密集している）、③密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や共同行為が行われる）という「3つの密」を避けること等が重要であり、人ととの距離をとること及び室内における換気を十分に行うことが有効であるほか、</p> <p><u>(新設)</u></p>

必ずしもマスクの着用を呼びかける必要はない。また、マスクの着用が個人の判断に委ねられる場合であっても、事業者が感染対策上又は事業上の理由等により、利用者又は従業員にマスクの着用を求めることが許容される。例えば、感染対策上又は事業上有必要がある場合に、従業員に対し、マスクの着用を求めることが許容される。従業員に対し、マスクの着用を求めることが許容される。客層や施設内の環境、感染状況等を踏まえ、顧客に対し、マスクの着用を求めることが許容される。マスク見直し時期をまたぐ一連の催物において、混乱回避のため従前のマスク着用を求めることが考えられる。

なお、「マスクの着用」の考え方の適用後であっても、基本的な感染対策は重要であり、引き続き、当該対策の励行について呼びかけることとする。

緊急事態措置区域や重点措置区域における取組等としては、前述の対策のほか、3つの密に該当しなくとも、帰省や買い物、運動時に接触の機会を減らす工夫をまとめた「人との接触を8割減らす、10のポイント」⁷特に感染リスクが高いとされている、飲酒を伴う懇親会や大人数・長時間に及ぶ飲食等の「5つの場面」⁸、感染拡大を予防する「新しい生活様式の実践例」⁹、さらに、咳エチケットを心掛けることで、自己のみならず、他人への感染を回避することが感染防止・感染拡大防止策となる。また、これ以外の場であっても、人混みや近距離での会話、特に大きな声を出すことにはリスクが存在すると考えられている。

3つの密に該当しなくとも、帰省や買い物、運動時に接触の機会を減らす工夫をまとめた「人との接触を8割減らす、10のポイント（図1参照）」⁵を参考に、不要不急の外出を避けることも有効である。

また、特に感染リスクが高いとされている、飲酒を伴う懇親会や大人数・長時間に及ぶ飲食等の「5つの場面（図2参照）」⁶については特に注意が必要である。さらに、外出時は、マスクを着用する、咳エチケットを心掛けることで、自己のみならず、他人への感染を回避することが一般的な感染防止・感染拡大防止策と

	<p>（接触感染対策）</p> <p>（略）手洗いの際は、<u>爪や</u>指先、指の間、手首、手のしわ等に汚れが残りやすいと言われており、これらの部位は特に念入りに洗うことが重要である。また、（略）なども有効である。</p>	<p>（接触感染対策）</p> <p>（略）手洗いの際は、<u>指先</u>、指の間、手首、手のしわ等に汚れが残りやすいと言われており、これらの部位は特に念入りに洗うことが重要である。また、（略）なども有効である。</p>
	<p>（その他の対策）</p> <p>（略）</p> <p>また、発症した者だけでなく、無症状のウイルス感染者からの感染の可能性も指摘されており、症状が明らかになる前から、感染が広がるおそれがあるとの専門家の指摘や研究結果も示されている。例えば、台湾における研究では、新型コロナウイルス感染症は、発症前も含めて、発症前後の時期に最も感染力が高いとの報告がされている。<u>感染拡大防止のために</u>、自覚症状がなくても上述の感染リスクに留意すること等が、重要である。</p>	<p>（その他の対策）</p> <p>（略）</p> <p>また、発症した者だけでなく、無症状のウイルス感染者からの感染の可能性も指摘されており、症状が明らかになる前から、感染が広がるおそれがあるとの専門家の指摘や研究結果も示されている。例えば、台湾における研究⁷では、新型コロナウイルス感染症は、発症前も含めて、発症前後の時期に最も感染力が高いとの報告がされている。<u>このため</u>、自覚症状がなくても上述の感染リスクに留意し不要不急の外出を避けるよう心掛けること等が、<u>感染拡大防止のために</u>重要である。</p> <p>また、変異株に対しても3密（密集・密接・密閉）や「5つの場面」の回避、マスクの着用や手洗い、健康管理などの基本的な感染予防策が従来と同様に有効である。</p>
（削除）		図2 感染リスクが高まる「5つの場面」（内閣官房のウェブサ

	イトより一部抜粋)
2. 新型コロナウイルス感染症の経緯とその対応方針	2. 新型コロナウイルス感染症の経緯とその対応方針
(1) 新型コロナウイルス感染症の主な経緯	(1) 新型コロナウイルス感染症の主な経緯
(略) 我が国では、同年1月15日に1人目の感染者が確認され、1月28日に <u>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律</u> （以下「感染症法」という。）の指定感染症として定められ、た。 (略)その後も、 <u>現在まで</u> 、感染拡大の状況に応じて、緊急事態措置や同法第31条の4第1項に基づくまん延防止等重点措置が逐次行われている。 <u>なお、新型コロナウイルス感染症は、令和3年2月1日に感染症法上の位置づけが「指定感染症」から「新型インフルエンザ等感染症」に変更された。</u>	(略) 我が国では、1月15日に1人目の感染者が確認され、1月28日に指定感染症として定められ、 <u>感染者に対しては、2月1日より感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律</u> （以下「感染症法」という。） <u>第2類9相当の対策をとることとなつた。</u> (略)その後 <u>令和3年1月</u> 以降も、感染拡大の状況によって、緊急事態措置や同法第31条の4第1項に基づくまん延防止等重点措置が逐次行われている。 <u>(新設)</u>
表1 (略)	表1 (略)
(2) 緊急事態宣言解除後の新型コロナウイルス感染症の対処に関する全般的な方針	(2) 緊急事態宣言解除後の新型コロナウイルス感染症の対処に関する全般的な方針
(略) ・医療機関の役割分担の徹底、医療人材の確保等、実効的に病床を確保・活用するとともに宿泊療養の利活用を進めることで医療提供体制の充実を図る。	(略) ・医療機関の役割分担の徹底、医療人材の確保等、実効的に病床を確保・活用するとともに宿泊療養の利活用進めることで医療提供体制の充実を図る。
(3) 新しい生活様式及び業種別ガイドライン	(3) 新しい生活様式及び業種別ガイドライン
新型コロナウイルス感染症の対策について医学的な見地から助言等を行うために開催された新型コロナウイルス感染症対策専門家会議（以下「専門家会議」という。）が令和 <u>2年</u> 5月1日に公表した提言においては、	新型コロナウイルス感染症の対策について医学的な見地から助言等を行うために開催された新型コロナウイルス感染症対策専門家会議（以下「専門家会議」という。）が <u>令和5月1日</u> に公表した提言においては、

<p>(略)</p> <p>と指摘している。また、<u>同年</u>5月4日の専門家会議の提言では、上述の感染防止・感染拡大防止策を具現化し「新しい生活様式」として整理している基本的対処方針という。)において、ごみ処理関係（廃棄物収集・運搬、処分等）や安全安心に必要な社会基盤の1つである廃棄物処理は、国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務とされており、これらを行う事業者及び支援する事業者（以下「廃棄物処理業者等」という。）は、緊急事態宣言時においても、事業の継続が求められていることから、感染防止の観点から、可能な範囲で、時差通勤、オンライン会議、対面での打合せは換気の実施とマスクの着用といった働き方の新しい<u>生活様式</u>の実践が望まれる。</p> <p>また、基本的対処方針において、事業者及び関係団体が作成することとされている業種別ガイドライン13に関しては、以下のものが策定されており、廃棄物処理業者等においては、対策を講じる上でこれらの内容も適宜参照していただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理業における新型コロナウイルス対策ガイドライン（一般財団法人日本環境衛生センター・公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター） <ul style="list-style-type: none"> https://www.jesc.or.jp/library/tabcid/373/Default.aspx https://www.jwnet.or.jp/uploads/media/2020/06/R2coronaguideline_chousa.pdf <p><u>(削除)</u></p>	<p>(略)</p> <p>と指摘している。また、5月4日の専門家会議の提言では、上述の感染防止・感染拡大防止策を具現化し「新しい生活様式」として整理している<u>（実践例は図1参照）</u>。「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年9月28日（以降、逐次更新）<u>新型コロナウイルス感染症対策本部決定</u>。以下「<u>基本的対処方針</u>」という。）において、ごみ処理関係（廃棄物収集・運搬、処分等）や安全安心に必要な社会基盤の1つである廃棄物処理は、国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務とされており、これらを行う事業者及び支援する事業者（以下「廃棄物処理業者等」という。）は、緊急事態宣言時<u>事業の継続が求められていることから、感染防止の観点から、可能な範囲で、時差通勤、オンライン会議、対面での打合せは換気の実施とマスクの着用といった働き方の新しいスタイル（図3（4）参照）</u>の実践が望まれる。</p> <p>また、基本的対処方針において、事業者及び関係団体が作成することとされている業種別ガイドライン13に関しては、以下のものが策定されており、廃棄物処理業者等においては、対策を講じる上でこれらの内容も適宜参照していただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理業における新型コロナウイルス対策ガイドライン（一般財団法人日本環境衛生センター・公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター） <ul style="list-style-type: none"> https://www.jesc.or.jp/library/tabcid/373/Default.aspx https://www.jwnet.or.jp/uploads/media/2020/06/R2coronaguideline_chousa.pdf <p><u>・産業廃棄物処理業における新型コロナウイルス感染予防対策</u></p>
---	---

			ガイドライン（公益社団法人全国産業資源循環連合会） https://www.zensanpairen.or.jp/disposal/standards/ (新設)			
(4) オミクロン株の特徴を踏まえた感染防止策について	令和4年1月より拡大した感染の多くは変異種「オミクロン株」によるものである。オミクロン株は、従来のデルタ株よりも感染・伝播性が高いことが示されている一方で、若年者や基礎疾患のない者等は重症化しにくいと考えられている。 基本的対処方針において、オミクロン株に対しても、場面に応じた適切なマスクの着脱を行うこと、家庭内においても室内を定期的に換気するとともにこまめに手洗いを行うこと、帰省等で高齢者や基礎疾患のある者と会う際は、事前の検査を行うこと等を促すことが示されている。	(削除)	(新設)			
本章 廃棄物に関する新型コロナウイルス感染症対策 1. 新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物の取扱いに関する留意点	(1) (略)	図3 「新しい生活様式」の実践例（厚生労働省ウェブサイトより一部抜粋）	本章 廃棄物に関する新型コロナウイルス感染症対策 1. 新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物の取扱いに関する留意点			
表2 新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物（例）	発生場所 ①家庭及び事業所 ②医療関係機関等及び③宿泊療養施	主な廃棄物（具体例） 【廃棄物の区分】 感染者の生活系廃棄物（感染者の呼吸器系分泌物（鼻水、痰等）が付着したマスクやティッシュ、食事などの際	特徴 ・ (略) ・ 感染拡大に伴って発生・増加する。（なお、感染拡大に伴う外	発生場所 ①家庭及び事業所 ②医療関係機関等及び③宿泊療養施	主な廃棄物（具体例） 【廃棄物の区分】 感染者の生活系廃棄物（感染者の呼吸器系分泌物（鼻水、痰等）が付着したマスクやティッシュ、食事などの際	特徴 ・ (略) ・ 感染拡大に伴って発生・増加する。（なお、感染拡大に伴う外

設を除く)	に利用した使い捨ての食器、排泄物が付着したおむつ、し尿等) 【一般廃棄物/産業廃棄物】	出自 肆等により、左欄以外の <u>生活系</u> 廃棄物は家庭において増加し、事業所において減少する傾向がある。)		設を除く)	に利用した使い捨ての食器、排泄物が付着したおむつ、し尿等) 【一般廃棄物/産業廃棄物】	出自 肆等により、左欄以外の <u>通常の</u> 廃棄物は家庭において増加し、事業所において減少する傾向がある。)
②医療関係機関等	(略)	(略)		②医療関係機関等	(略)	(略)
③宿泊療養施設	(略)	(略)		③宿泊療養施設	(略)	(略)
(2) 廃棄物の排出における留意点					(2) 廃棄物の排出における留意点	
(略)					(略)	
① 家庭及び事業所 (②医療関係機関等及び③宿泊料用施設を除く) からの排出時の取組 排出における具体的な感染防止策として、廃棄物に直接触れないこと、ごみ袋は廃棄物がいっぱいになる前にしっかりと縛って封をして排出すること及び廃棄物を捨てた後は石けん等を使って手を洗うことなどが重要である。また、廃棄物が袋の外面に触れた場合及び袋を縛った際に隙間がある又は袋に破れがある場合など密閉性をより高める必要がある場合には、二重にごみ袋に入ることも有効である。なお、これらの廃棄物を出すときには <u>従前からごみ出しにおいて推奨されている</u> 次の5つのことを改めて意識することが重要である。					① 家庭及び事業所 (②医療関係機関等及び③宿泊料用施設を除く) からの排出時の取組 排出における具体的な感染防止策として、廃棄物に直接触れないこと、ごみ袋は廃棄物がいっぱいになる前にしっかりと縛って封をして排出すること及び廃棄物を捨てた後は石けん等を使って手を洗うことなどが重要である。また、廃棄物が袋の外面に触れた場合及び袋を縛った際に隙間がある又は袋に破れがある場合など密閉性をより高める必要がある場合には、二重にごみ袋に入ることも有効である。なお、これらの廃棄物を出すときには次の5つのことを改めて意識することが重要である。	
(略)					(略)	

通常リユース・リサイクルする資源について、物の表面に付いた新型コロナウイルスは時間が経てば感染力が失われることや、一方で、付着する物の種類によっては24時間～72時間程度感染する力をもつと言われていることも踏まえ、市町村は、以下の対策の実施を検討し、必要に応じて住民や処理業者等に周知することが考えられる。なお、検討に当たっては、処理施設の方式・特徴を踏まえること。

(略)

② 医療関係機関等からの排出時の取組

医療機関や検査機関等から排出される廃棄物であって、新型コロナウイルス感染症の診断、治療及び検査等に使用された医療機材等（医療機材（注射針、メス、ガラスくず等）、ディスポーザブル製品（ピンセット、注射器、カテーテル類、輸液点滴セット、手袋等）、衛生材料（ガーゼ、脱脂綿等）、紙おむつ等）は、廃棄物処理法上、感染性廃棄物に該当する（感染性廃棄物の判断基準については、感染性廃棄物処理マニュアルを参照すること。）。感染性廃棄物の排出事業者は、通常の感染性廃棄物を扱う際と同様に、以下に例示する廃棄物処理法の処理基準（保管基準含む）に従う必要がある。また、廃棄物処理業者と事前に取り決めた排出等の方法がある場合は、それに基づいた対応を行うこと。

- ・感染性廃棄物の保管場所は、周囲に囲いが設けられ、当該廃棄物の保管場所である旨等を表示した掲示板が掲げられ、当該廃棄物以外の物が混入するおそれのないよう仕切りを設け

通常リユース・リサイクルする資源について、物の表面に付いた新型コロナウイルスは時間が経てば感染力が失われることや、新型コロナウイルスは、付着する物の種類によっては24時間～72時間程度感染する力をもつと言われていることも踏まえ、市町村は、以下の対策の実施を検討し、必要に応じて住民や処理業者等に周知することが考えられる。なお、検討に当たっては、処理施設の方式・特徴を踏まえること。

(略)

② 医療関係機関等からの排出時の取組

医療機関や検査機関等から排出される廃棄物であって、新型コロナウイルス感染症の診断、治療及び検査等に使用された医療機材等（医療機材（注射針、メス、ガラスくず等）、ディspoーザブル製品（ピンセット、注射器、カテーテル類、輸液点滴セット、手袋等）、衛生材料（ガーゼ、脱脂綿等）、紙おむつ等）は、廃棄物処理法上、感染性廃棄物に該当する（感染性廃棄物の判断基準については、感染性廃棄物処理マニュアルを参照すること。）。感染性廃棄物の排出事業者は、通常の感染性廃棄物を扱う際と同様に、以下に例示する廃棄物処理法の処理基準に従う必要がある。また、廃棄物処理業者と事前に取り決めた排出等の方法がある場合は、それに基づいた対応を行うこと。

- ・施設内での保管の際に仕切りを設けるなどして感染性廃棄物がそれ以外の廃棄物に混入するおそれがないようにすること
- ・腐敗するおそれのある廃棄物については、冷蔵庫・冷凍庫に

<p><u>ること等の必要な措置が講じられていること</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・腐敗するおそれのある感染性廃棄物が混入している場合にあっては、容器に入れ密閉すること、冷蔵庫・冷凍庫に入れること等腐敗の防止のために必要な措置が講じられていること ・感染性廃棄物は、密閉でき、収納しやすく、損傷しにくい廃棄物容器に梱包して、密閉した上で排出すること ・感染性廃棄物の種類や性状に応じた容器を選び、特に、注射針等の銳利なものについては、プラスチック製容器等の耐貫通性のある堅牢な廃棄物容器を用いること ・感染性廃棄物である旨等を表示すること 等 <p>(略)</p>	<p><u>入れるなどして腐敗しないようにすること</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染性廃棄物である旨等を表示すること ・廃棄物の種類や性状に応じた容器を選び、容器に入れた後は密閉すること 等 ・感染性廃棄物の保管場所は、周囲に匂いが設けられ、当該廃棄物の保管場所である旨等を表示した掲示板が掲げられ、当該廃棄物以外の物が混入するおそれのないよう仕切りを設けること等の必要な措置が講じられていること ・腐敗するおそれのある感染性廃棄物が混入している場合にあっては、容器に入れ密閉すること、冷蔵庫に入れること等腐敗の防止のために必要な措置が講じられていること <p>(略)</p>
<p>③ 宿泊療養施設からの排出時の取組</p> <p>(略)</p> <p>さらに、新型コロナウイルス感染者やその疑いのある者が使用したリネン類については、体液で汚れていないリネンについては手袋とマスクを着用して一般的な洗剤等で洗濯して完全に乾かすようにするなどして、感染防止策を講じた上で、再利用できるものはむやみに捨てないようにすべきである。体液で汚れたリネンの消毒方法やクリーニング所に委託する場合の留意点は、<u>厚生労働省「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養のための宿泊施設確保・運営マニュアル」(令和3年2月12日改訂)</u>を参照するとともに、宿泊療養施設からの廃棄物の取扱いについては、環境省が作成した資料（別添）²²も参考することが有用である。</p> <p>(略)</p>	<p>③ 宿泊療養施設からの排出時の取組</p> <p>(略)</p> <p>さらに、新型コロナウイルス感染者やその疑いのある者が使用したリネン類については、体液で汚れていないリネンについては手袋とマスクを着用して一般的な洗剤等で洗濯して完全に乾かすようにするなどして、感染防止策を講じた上で、再利用できるものはむやみに捨てないようにすべきである。体液で汚れたリネンの消毒方法やクリーニング所に委託する場合の留意点は、「<u>新型コロナウイルス感染症の軽症者等の宿泊療養マニュアル</u>」（<u>令和2年4月2日付け厚生労働省事務連絡</u>）を参照するとともに、宿泊療養施設からの廃棄物の取扱いについては、環境省が作成した資料（別添）²²も参考することが有用である。</p> <p>(略)</p>

<p>コラム2 (略)</p> <p>④ 新型コロナウイルス感染症のワクチン接種会場（医療機関以外の会場も含む）からの排出時の取組</p> <p>新型コロナウイルス感染症のワクチン接種の廃棄物（以下「ワクチン接種の廃棄物」という。）は感染性廃棄物に該当することが考えられる。（感染性廃棄物の判断基準については、感染性廃棄物処理マニュアルを参照すること。）</p> <p>ワクチン接種の廃棄物の排出事業者は、<u>「②医療関係機関等からの排出時の取組」に例示した事項に従い、特に針刺し事故防止の観点から「注射針等の鋭利なものについては、プラスチック製容器等の耐貫通性のある堅牢な廃棄物容器を用いること」</u>に留意の上で廃棄物処理法に基づき適切に処理及び保管を行うこと。</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>コラム2 (略)</p> <p>④ 新型コロナウイルス感染症のワクチン接種会場（医療機関以外の会場も含む）からの排出時の取組</p> <p>新型コロナウイルス感染症のワクチン接種の廃棄物（以下「ワクチン接種の廃棄物」という。）は感染性廃棄物に該当することが考えられる。（感染性廃棄物の判断基準については、感染性廃棄物処理マニュアルを参照すること。）</p> <p>ワクチン接種の廃棄物の排出事業者は、<u>特に次の事項に留意の上で廃棄物処理法に基づき適切に処理及び保管を行うこと。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>感染性廃棄物は、密閉でき、収納しやすく、損傷しにくい廃棄物容器に梱包して排出すること</u> ・ <u>特に、注射針等の鋭利なものについては、プラスチック製容器等の耐貫通性のある堅牢な廃棄物容器を用いること</u> ・ <u>感染性廃棄物の保管場所は、周囲に囲いが設けられ、当該廃棄物の保管場所である旨等を表示した掲示板が掲げられ、当該廃棄物以外の物が混入するおそれのないよう仕切りを設けること等の必要な措置が講じられていること</u> ・ <u>腐敗するおそれのある感染性廃棄物が混入している場合においては、容器に入れ密閉すること、冷蔵庫に入れること等腐敗の防止のために必要な措置が講じられていること</u>
--	---

	(略)
(略)	
(3) 廃棄物の処理等における留意点	<p>(3) 廃棄物の処理等における留意点</p> <p>廃棄物の収集、運搬、処分及びリサイクル並びにそれらの廃棄物処理に係る施設や設備等の維持管理・点検などにおける感染防止策としては、①処理作業等及び事務作業における共通の対策、②処理作業等における対策及び③事務作業における対策に分けられる。また、それぞれの<u>場面において有効な感染防止策の具体例</u>を表3に示す。</p> <p><u>マスクの着用については、基本的対処方針の変更（令和5年2月10日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）</u>により、重症化リスクの高い人等に感染させない配慮は継続しながら、個人の判断に委ねることを基本とすることや、本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう、個人の主体的な判断が尊重されることを踏まえ、事業者から利用者や従業員に対して、必ずしもマスクの着用を呼びかける必要はないとされたが、マスクの着用が個人の判断に委ねられる場合であっても、事業者が感染対策上又は事業上の理由等により、利用者又は従業員にマスクの着用を求めることが許容される。廃棄物を扱う場合においても同様であり、従前どおりの取組を継続することも許容される。廃棄物処理業は、収集作業や選別作業などにおいて廃棄物に接触又は接近する機会が多いことから、新型コロナウイルスに限らず一般の感染症についても、廃棄物からの作業員等への感染のおそれがある。このように感染対策上又は事業上の必要がある場合に、施設内の</p> <p><u>(新設)</u></p>

環境、感染状況等を踏まえ、引き続き、従業員に対して作業中のマスクの着用を求めることが考えられる。

表3 廃棄物処理業者等における感染防止策の具体例

感染防止策（例）	
①処理作業等及び事務作業において有効な共通の対策	<ul style="list-style-type: none"> ・新しい生活様式の実践 ・体調管理（十分に休養をとり、体力や抵抗力を高め、日頃からバランスよく栄養をとり、規則的な生活をし、感染しにくい状態を保つ）及び定期的な体温測定等による体調把握 ・出勤前の体温測定※ ・ラッシュ時の通勤及び公共交通機関の回避（時差出勤、自転車通勤、在宅勤務等） ・他人と共に用する物品や複数の人が頻回に触れる箇所への消毒の実施（個々の従業員が占有することが可能な器具は、共有を避ける） ・通勤する際に、場面に応じたマスクの着用 ・人混みや繁華街への不要不急な外出の自重 ・帰宅時の手洗い、うがいの徹底 ・ローテーション制（例えば二交代制等）の導入 ・シフト制の導入や休憩時間をずらす等に

表3 廃棄物処理業者等における感染防止策の具体例

感染防止策（例）	
①処理作業等及び事務作業における共通の対策	<ul style="list-style-type: none"> ・新しい生活様式の実践 ・体調管理（十分に休養をとり、体力や抵抗力を高め、日頃からバランスよく栄養をとり、規則的な生活をし、感染しにくい状態を保つ）及び定期的な体温測定等による体調把握 ・出勤前の体温測定※ ・ラッシュ時の通勤及び公共交通機関の回避（時差出勤、自転車通勤、在宅勤務等） ・他人と共に用する物品や複数の人が頻回に触れる箇所への消毒の実施（個々の従業員が占有することが可能な器具は、共有を避ける） ・通勤時のマスクの着用 ・人混みや繁華街への不要不急な外出の自重 ・帰宅時の手洗い、うがいの徹底 ・ローテーション制（例えば二交代制等）の導入 ・シフト制の導入や休憩時間をずらす等に

	<p>より、更衣室や休憩室等での密集を避ける</p>		<p>より、更衣室や休憩室等での密集を避ける</p>
<p><u>②処理作業等において有効な対策</u></p>	<p>『作業前』</p> <ul style="list-style-type: none"> 朝礼や着替えの時等に他の人と十分な距離を取ることや、こまめに更衣室の窓やドアを開け換気するなど、3つの密を避ける 手袋、マスク、ゴーグル、その他の個人防護具の適切な着用 肌の露出の少ない作業着（長袖・長ズボン）の着用 <p>『作業中』</p> <ul style="list-style-type: none"> 素手で廃棄物に触らない、手袋の脱着時に素手で手袋の外面や顔に触れない 選別ライン等での対面での作業を避ける 手洗い、<u>または手指消毒等の実施</u> 作業車の窓を解放し、換気する 休憩時は、屋内・車内の場合は窓を開け、換気をするとともに、他の人と十分な距離を取り、マスクなしでの近距離での会話等は控える 産業廃棄物処理業者においては、電子マニフェストの使用等により、紙マニフェスト等の書類の受渡しや荷物の積卸しの際の人との直接的な接触の機会をできるだけ減らす <p>『作業後』</p>	<p><u>②処理作業等における対策</u></p> <p>『作業前』</p> <ul style="list-style-type: none"> 朝礼や着替えの時等に他の人と十分な距離を取ることや、こまめに更衣室の窓やドアを開け換気するなど、3つの密を避ける 手袋、マスク、ゴーグル、その他の個人防護具の適切な着用 肌の露出の少ない作業着（長袖・長ズボン）の着用 <p>『作業中』</p> <ul style="list-style-type: none"> 素手で廃棄物に触らない、手袋の脱着時に素手で手袋の外面や顔に触れない 選別ライン等での対面での作業を避ける <u>こまめに手洗いや手指消毒等をする</u> 作業車の窓を解放し、換気する 休憩時は、屋内・車内の場合は窓を開け、換気をするとともに、他の人と十分な距離を取り、マスクなしでの近距離での会話等は控える 産業廃棄物処理業者においては、電子マニフェストの使用等により、紙マニフェスト等の書類の受渡しや荷物の積卸しの際の人との直接的な接触の機会をできるだけ減らす <p>『作業後』</p>	

<ul style="list-style-type: none"> 運搬車両や施設等で手や防護服等が触れた箇所の清掃及び 0.05%次亜塩素酸ナトリウムや 70%濃度のアルコール、新型コロナウイルスに有効な界面活性剤が含まれる家庭用洗剤、有効塩素濃度 80ppm 以上（ジクロロイソシアヌル酸ナトリウムを水に溶かした製品の場合は 100ppm 以上）の次亜塩素酸水、遊離塩素濃度 25ppm 以上の亜塩素酸水（有機物の存在する環境下を想定）を用いた消毒等の実施（使用方法等の詳細については厚生労働省等のウェブサイト^{25,26}を確認のこと） 作業車については、運転席やハンドル、シート、ドアノブ、手すり、操作ボタン等を重点的に消毒 使用した手袋・ゴーグルを<u>繰り返し使用する場合はしっかりと消毒・洗浄</u> スマートフォン、タブレット等の消毒 作業終了後の手洗いの徹底 作業着を脱いだり防護具を外したりするときは、外面に触れないよう裏返しながら行い、脱いだ作業着は洗濯する 着替え・シャワー等の際には、他の人と十分な距離を取る 《その他》 <ul style="list-style-type: none"> ローテーション（例えば二交代制）を組むなど、可能な範囲で作業員の同時感染 			<ul style="list-style-type: none"> 運搬車両や施設等で手や防護服等が触れた箇所の清掃及び 0.05%次亜塩素酸ナトリウムや 70%濃度のアルコール、新型コロナウイルスに有効な界面活性剤が含まれる家庭用洗剤、有効塩素濃度 80ppm 以上（ジクロロイソシアヌル酸ナトリウムを水に溶かした製品の場合は 100ppm 以上）の次亜塩素酸水、遊離塩素濃度 25ppm 以上の亜塩素酸水（有機物の存在する環境下を想定）を用いた消毒等の実施（使用方法等の詳細については厚生労働省等のウェブサイト^{25,26}を確認のこと） 作業車については、運転席やハンドル、シート、ドアノブ、手すり、操作ボタン等を重点的に消毒 使用した手袋・ゴーグルをしっかりと消毒・洗浄、 スマートフォン、タブレット等の消毒 作業終了後の手洗いの徹底 作業着を脱いだり防護具を外したりするときは、外面に触れないよう裏返しながら行い、脱いだ作業着は洗濯する 着替え・シャワー等の際には、他の人と十分な距離を取る 《その他》 <ul style="list-style-type: none"> ローテーション（例えば二交代制）を組むなど、可能な範囲で作業員の同時感染
--	--	--	--

	を防ぐ工夫をする		を防ぐ工夫をする
③事務作業において有効な対策	<ul style="list-style-type: none"> ・接客や窓口業務等では、対人距離を保持するほか、マスク等の個人防護具の使用、手洗い、<u>または</u>手指消毒を実施（訪問者に対しても必要と思われる感染防止策を実施） ・訪問者の立入（場所、人数等）を制限 ・訪問者の氏名・住所の把握 ・従業員及び訪問者の出入口を限定し、事務所入室前の体温測定の実施（発熱がある場合、入室を禁止）、手指消毒用アルコール等の設置と消毒勧行の旨の掲示 ・事務所内の定期的な清掃及び消毒の実施 ・訪問スペースへの消毒や手洗いの場所を設置 ・窓口等でのガラスやプラスチック等の仕切りの設置 ・出張や会議の削減（対面による会議を避け、電話会議やビデオ会議を利用） ・やむを得ず外勤や出張する場合は、外勤・出張先の面会相手や時間、経路、訪問場所等を記録 ・在宅勤務（テレワーク）の実施 	③事務作業における対策	<ul style="list-style-type: none"> ・接客や窓口業務等では、対人距離を保持するほか、マスク等の個人防護具の使用、手洗い<u>及び</u>手指消毒を実施（訪問者に対しても必要と思われる感染防止策を実施） ・訪問者の立入（場所、人数等）を制限 ・訪問者の氏名・住所の把握 ・従業員及び訪問者の出入口を限定し、事務所入室前の体温測定の実施（発熱がある場合、入室を禁止）、手指消毒用アルコール等の設置と消毒勧行の旨の掲示 ・事務所内の定期的な清掃及び消毒の実施 ・訪問スペースへの消毒や手洗いの場所を設置 ・窓口等でのガラスやプラスチック等の仕切りの設置 ・出張や会議の削減（対面による会議を避け、電話会議やビデオ会議を利用） ・やむを得ず外勤や出張する場合は、外勤・出張先の面会相手や時間、経路、訪問場所等を記録 ・在宅勤務（テレワーク）の実施
① 处理作業等及び事務作業において有効な共通の対策	① 处理作業等及び事務作業における共通の対策		
處理作業等及び事務作業における共通の対策としては、普段から、感染防止の3つの基本（身体的距離の確保、マスクの着用及	處理作業等及び事務作業における共通の対策としては、普段から、感染防止の3つの基本（身体的距離の確保、マスクの着用及		

び手洗い) を含む新しい生活様式の実践を心がけることが重要である。また、十分に休養をとり規則的な生活をし、感染しにくい状態を保つなど体調管理に留意するとともに、定期的に体温を測定しその把握に努めることも重要である。

さらに、ローテーション制を導入し出勤する職員の数を少なくするよう努めることや、公共交通機関を用いて通勤する際には、場面に応じてマスクを着用するとともに、時差出勤等により通勤ラッシュを避けるなどの工夫をする等の対策も考えられる。

その他、他人と共に用する物品等の消毒、人混みや繁華街への不要不急な外出の自重及び帰宅時の手洗い・うがい等の徹底が有効である。

② 処理作業等において有効な対策

(略)

- ・廃棄物の収集、運搬、手選別及び運転席が開放された状態の重機の運転などの廃棄物に接触する作業を行う際の手袋、マスクその他の個人防護具及び肌の露出の少ない作業着（長袖・長ズボン）の着用（※なお、夏季には、熱中症にも留意し、感染対策を講じた上で、こまめな水分補給などの対策を実施すること）

- ・作業終了後の手洗い、または手指消毒等の実施
- ・運搬車両や施設等のうち手や手袋等の防護具が触れる箇所の清掃及び0.05%次亜塩素酸ナトリウムや70%の濃度のアルコール、新型コロナウイルスに有効な界面活性剤が含まれる家庭用洗剤、有効塩素濃度80ppm以上（ジクロロイソシアヌル酸ナトリウ

び手洗い) を含む新しい生活様式の実践を心がけることが重要である。また、十分に休養をとり規則的な生活をし、感染しにくい状態を保つなど体調管理に留意するとともに、定期的に体温を測定しその把握に努めることも重要である。

さらに、ローテーション制を導入し出勤する職員の数を少なくするよう努めることや、公共交通機関を用いて通勤する際には、マスクを着用するとともに、時差出勤等により通勤ラッシュを避けるなどの工夫をすること、家族に陽性の方がいるなどにより濃厚接触者とされた従業員には自宅待機してもらう等の対策も考えられる。

その他、他人と共に用する物品等の消毒、人混みや繁華街への不要不急な外出の自重及び帰宅時の手洗い・うがい等の徹底が有効である。

② 処理作業等における対策

(略)

- ・廃棄物の収集、運搬、手選別及び運転席が開放された状態の重機の運転などの廃棄物に接触する作業を行う際の手袋、マスクその他の個人防護具及び肌の露出の少ない作業着（長袖・長ズボン）の着用（※なお、夏季には、熱中症にも留意し、感染対策を講じた上で、こまめな水分補給などの対策を実施すること）

- ・作業終了後の手洗い、及び手指消毒等の実施
- ・運搬車両や施設等のうち手や手袋等の防護具が触れる箇所の清掃及び0.05%次亜塩素酸ナトリウムや70%の濃度のアルコール、新型コロナウイルスに有効な界面活性剤が含まれる家庭用洗剤、有効塩素濃度80ppm以上（ジクロロイソシアヌル酸ナトリウ

<p>ムを水に溶かした製品の場合は100ppm以上) の次亜塩素酸水、遊離塩素濃度25ppm以上の亜塩素酸水(有機物の存在する環境下を想定)等を用いた消毒等の実施(使用方法等の詳細については厚生労働省等のウェブサイト、を確認のこと)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・休憩、着替え及び車両による移動等の際の3密の回避、換気の実施並びにマスク未着用での近距離での会話の自重(略) 	<p>ムを水に溶かした製品の場合は100ppm以上) の次亜塩素酸水、遊離塩素濃度25ppm以上の亜塩素酸水(有機物の存在する環境下を想定)等を用いた消毒等の実施(使用方法等の詳細については厚生労働省等のウェブサイト、を確認のこと)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・休憩、着替え及び車両による移動等の際の3密の回避、換気の実施並びにマスク未着用での近距離での会話の自重(略)
<p>コラム3 動作の順序</p> <p>①マスク等の顔に着用する個人防護具を外す前に石けんによる手洗い、または手指消毒をする ②防護具を外した後、速やかに再度手洗いや手指消毒をする ③無意識に手で顔に触れている可能性があるため必要に応じて顔を洗う</p>	<p>コラム3 動作の順序</p> <p>①マスク等の顔に着用する個人防護具を外す前に石けんによる手洗いや手指消毒をする ②防護具を外した後、速やかに再度手洗いや手指消毒をする ③無意識に手で顔に触れている可能性があるため必要に応じて顔を洗う</p>
<p>コラム4 廃棄物処理作業時における熱中症対策について</p> <p>廃棄物処理作業時において、新型コロナウイルスへの感染及び感染拡大防止策として、手袋及びマスク等の個人用防護具や肌の露出の少ない作業着(長袖・長ズボン)を着用することは有効である一方、それらの着用により、夏期の気温・湿度が高い環境では、熱中症のリスクが高くなるため、熱中症対策をより一層徹底する必要がある。</p> <p>また、マスクは飛沫の拡散防止に効果がある一方で、高温・多湿な環境では、熱中症のリスクが高くなる。このため、屋外で、人との十分な距離(少なくとも2メートル以上)を確保できる場合には、状況に応じて、マスクを外すことも熱中症予防の観点か</p>	<p>コラム4 廃棄物処理作業時における熱中症対策について</p> <p>廃棄物処理作業時において、新型コロナウイルスへの感染及び感染拡大防止策として、手袋及びマスク等の個人用防護具や肌の露出の少ない作業着(長袖・長ズボン)を着用することは有効である一方、それらの着用により、夏期の気温・湿度が高い環境では、熱中症のリスクが高くなるため、熱中症対策をより一層徹底する必要がある。</p> <p>以下の対策例や「職場の熱中症予防対策は万全ですか?」³²(厚生労働省労働基準局作成)を活用することも有用である。</p>

らは有効である。熱中症対策については、以下の対策例や厚生労働省ウェブサイト「新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた熱中症予防のポイントをまとめました³²」を活用することも有用である。

<熱中症対策例>

(略)

コラム5 (略)

③ 事業作業において有効な対策

(略)

2. 新型コロナウイルス感染症に伴う想定されるリスクと各主体が取るべき措置

(略)

(1) (略)

(2) 廃棄物処理業者等がとるべき措置

(略)

① (略)

② 体制の整備

(ア) (略)

(イ) 情報管理体制

(略)

<収集すべき情報（例）>

(略)

<熱中症対策例>

(略)

コラム5 (略)

③ 事業作業における対策

(略)

2. 新型コロナウイルス感染症に伴う想定されるリスクと各主体が取るべき措置

(略)

(1) (略)

(2) 廃棄物処理業者等がとるべき措置

(略)

① (略)

② 体制の整備

(ア) (略)

(イ) 情報管理体制

(略)

<収集すべき情報（例）>

(略)

<p>＜整備すべき連絡体制（例）＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意思決定に必要な情報を責任者に伝達するための体制 ・責任者による決定事項等、重要な情報を従業員等に伝達するための体制 ・事業者内部及び取引事業者との緊急時の連絡体制（緊急連絡網等） ・従業員等の感染状況を把握するための安否確認に関する連絡体制（従業員及びその家族等の健康状態の確認や欠勤理由、感染者との接触の状況等を把握する。） ・地方公共団体の保健部局（受診・相談センター等）、近隣の医療機関との連絡体制 等 ・<u>関連、所管される行政部局担当窓口等との連絡体制</u> <p>③ 感染リスクの評価と感染防止策の検討</p> <p>感染防止策の検討に当たっては、不特定多数の者との接触の可能性などの感染リスクを評価し、そのリスクに応じた対策を、「表3 廃棄物処理業者等における感染防止策の具体例」を参考にしつつあらかじめ検討しておく必要がある。感染リスクの評価においては、着替え、収集運搬、処分及び休憩等の処理現場でのリスク以外に、事務所内でのリスクもその対象とするほか、従業員の家庭生活や通勤等におけるリスクも含めて評価することが望ましい。また、感染リスクの評価結果を適宜見直し、必要に応じて感染防止策も見直すことが重要である。</p> <p>また、感染防止策を円滑に実施するため、対策実施時の役割分担についても事前に検討しておくことが重要である。</p>	<p>＜整備すべき連絡体制（例）＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意思決定に必要な情報を責任者に伝達するための体制 ・責任者による決定事項等、重要な情報を従業員等に伝達するための体制 ・事業者内部及び取引事業者との緊急時の連絡体制（緊急連絡網等） ・従業員等の感染状況を把握するための安否確認に関する連絡体制（従業員及びその家族等の健康状態の確認や欠勤理由、感染者との接触の状況等を把握する。） ・地方公共団体の保健部局（帰国者・接触者相談センター等）、近隣の医療機関との連絡体制 等 ・<u>（新設）</u> <p>③ 感染リスクの評価と感染防止策の検討</p> <p>感染防止策の検討に当たっては、不特定多数の者との接触の可能性などの感染リスクを評価し、そのリスクに応じた対策を、「表3 廃棄物処理業者等における感染防止策の具体例」を参考にしつつあらかじめ検討しておく必要がある。感染リスクの評価においては、着替え、収集運搬、処分及び休憩等の処理現場でのリスク以外に、事務所内でのリスクもその対象とするほか、従業員の家庭生活や通勤等におけるリスクも含めて評価することが望ましい。また、感染リスクの評価結果を適宜見直し、必要に応じて感染防止策も見直すことが重要である。</p> <p>また、感染防止策を円滑に実施するため、対策実施時の役割分担についても事前に検討しておくことが重要である。</p>
---	--

<p>④_事業継続に重要な要素（人員、物資）の確保 (略) (ア) 人員計画の策定と人員の確保 (略)</p> <p><検討事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ・取引事業者や補助要員を含む業務運営体制全体での必要な人員 ・<u>業務内容の優先順位の検討</u> ・全ての業務の最低限必要な人員数、不足した場合の補充先 ・従業員等が感染した場合の代替要員による重要業務の実施可能性 ・（必要に応じて）退職者や他部署に異動済みの経験者、臨時の従業員等の採用等 ・（資格が必要な業務）他の有資格者の追加的配備 <p>(イ) (略)</p> <p>⑤ 事業継続に重要な要素（人員、物資）が不足した場合の対応の検討</p> <p>上記④の対策を講じてもなお廃棄物処理事業の継続に必要な要素（人員、物資）が確保できない場合に備えて、「表4 廃棄物処理事業における重要業務についての考え方（例）」を参考に、あらかじめ、事業継続を図る上で特に重要な業務を特定し、業務の優先順位を考慮した段階的な業務縮小計画や、事業者や事務所</p>	<p>④事業継続に重要な要素（人員、物資）の確保 (略) (ア) 人員計画の策定と人員の確保 (略)</p> <p><検討事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ・取引事業者や補助要員を含む業務運営体制全体での必要な人員 ・<u>(新設)</u> ・全ての業務の最低限必要な人員数、不足した場合の補充先 ・従業員等が感染した場合の代替要員による重要業務の実施可能性 ・（必要に応じて）退職者や他部署に異動済みの経験者、臨時の従業員等の採用等 ・（資格が必要な業務）他の有資格者の追加的配備 <p>(イ) (略)</p> <p>⑤ 事業継続に重要な要素（人員、物資）が不足した場合の対応の検討</p> <p>上記④の対策を講じてもなお廃棄物処理事業の継続に必要な要素（人員、物資）が確保できない場合に備えて、表4 廃棄物処理事業における重要業務についての考え方（例）を参考に、あらかじめ、事業継続を図る上で特に重要な業務を特定し、業務の優先順位を考慮した段階的な業務縮小計画や、事業者や事務所</p>
---	--

<p>単位で活動不能になった場合の対応などを検討しておく必要がある。その際、職場で感染の疑いのある者が発見されその周囲の職員が自宅待機する必要がある場合も考慮に入る。</p> <p>なお、検討に当たっては、「表5 排出者の業種毎の注意事項(例)」を参考に、重要な業務の継続に不可欠な取引事業者を洗い出し、関係する取引事業者とともに必要な対策について検討を行うことも重要である。</p>	<p>で活動不能になった場合の対応などを検討しておく必要がある。その際、職場で感染の疑いのある者が発見されその周囲の職員が自宅待機する必要がある場合も考慮に入る。</p> <p>なお、検討に当たっては、表5 排出者の業種毎の注意事項(例)を参考に、重要な業務の継続に不可欠な取引事業者を洗い出し、関係する取引事業者とともに必要な対策について検討を行うことも重要である。</p>
<p>表4 (略)</p> <p>表5 (略)</p>	<p>表4 (略)</p> <p>表5 (略)</p>
<p>⑥ 従業員が新型コロナウイルスに感染した場合や国内で感染が拡大した場合等の対応</p> <p>従業員が新型コロナウイルスに感染した場合や国内で感染が拡大した場合等には、策定した事業継続計画に従って、従業員の感染防止策及び事業継続のための対策を速やかに実施する。具体的には以下のようないくつかの対応が考えられる。<u>また、産業医、安全衛生委員会等が選任されている場合は、同委員会等で事前に対応の検討がなされることが望まれる。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所で<u>業務就業時間内に従業員が発症した場合</u>、事業所内で他の従業員から隔離し、医療機関へ搬送するまでの待機場所を確保した上で、保健所等が設置する受診相談センターに連絡し、その指示に従って対処する。<u>産業医が従事する場合は、産業医の指示を仰ぐ。</u> ・<u>事業者は、本人の同意を得た上で検査を管理する従業員を定め、抗原定性検査キット等による新型コロナウイルス感染症の抗原定性検査を実施するに当たって必要な検体の採取、判定の方法、その他の注意事項に関する研修を受けさせ、研修</u> 	<p>⑥ 従業員が新型コロナウイルスに感染した場合や国内で感染が拡大した場合等の対応</p> <p>従業員が新型コロナウイルスに感染した場合や国内で感染が拡大した場合等には、策定した事業継続計画に従って、従業員の感染防止策及び事業継続のための対策を速やかに実施する。具体的には以下のようないくつかの対応が考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所で従業員が発症した場合、事業所内で他の従業員から隔離し、医療機関へ搬送するまでの待機場所を確保した上で、保健所等が設置する<u>帰国者・接触者相談センター</u>に連絡し、その指示に従って対処する。 ・(新設)

の受講を確認し、その名簿を作成し、保存する。

- ・個人防護具を着用せずに感染者と接触した従業員や、感染者の同居者についても、一定の定める期間引き続き体温測定など、健康状態の確認を行い、万一、健康状態に異状が見受けられる場合には、速やかに受診相談センターに連絡し適切な対処を行う。産業医が従事する場合は合わせて指示を仰ぐ。
 - ・就業時間外に従業員に感染者が発生した場合も、同様の対処を行うよう従業員を指導する。
- ・ (削除)

- ・事業継続が困難な場合には、必要に応じて住民や排出事業者に対し、廃棄物の排出抑制について周知・要請する。
- ・国内での感染の拡大を受けて個人防護具の不足が見込まれる場合には、「廃棄物処理施設の点検及び機能検査における防護服の使用節減の徹底等について（通知）」を参照の上、目的に応じて洗濯可能な作業着を活用することや、防護服の着用が必要な作業人数の合理化、緊急性の低い作業の延期など、合理的な範囲でその使用の節減を図り、さらに、その使用

- ・個人防護具を着用せずに感染者と接触した従業員や、感染者の同居者についても、体温測定など、健康状態の確認を行い、万一、健康状態に異状が見受けられる場合には、速やかに帰国者・接触者相談センターに連絡し適切な対処を行う。
- ・就業時間外に従業員に感染者が発生した場合も、同様の対処を行うよう従業員を指導する。なお、COCOA34等のアプリなどを活用することにより、新型コロナウィルス感染症の陽性者と接触した可能性がある場合に通知を受けることができる。
- ・感染者との濃厚接触が疑われる場合（同居家族が陽性とされた場合等を含む）には、各種休暇制度の取得又は在宅勤務の実施による自宅待機を指示する。過去14日以内に政府から入国制限されている、又は入国後の観察期間を必要とされている国・地域などへの渡航若しくは当該在住者との濃厚接触がある場合等も同様とする。
- ・事業継続が困難な場合には、必要に応じて住民や排出事業者に対し、廃棄物の排出抑制について周知・要請する。
- ・国内での感染の拡大を受けて個人防護具の不足が見込まれる場合には、「廃棄物処理施設の点検及び機能検査における防護服の使用節減の徹底等について（通知）」を参照の上、目的に応じて洗濯可能な作業着を活用することや、防護服の着用が必要な作業人数の合理化、緊急性の低い作業の延期など、合理的な範囲でその使用の節減を図り、さらに、その使用が必要となる各種法令に基づく点検・検査等の頻度の緩和措

<p>が必要となる各種法令に基づく点検・検査等の頻度の緩和措置も考慮に入れて、更なる節減を徹底する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従業員等が65歳未満の重症化リスクが少ない者であって、症状が軽い又は無症状の者は、国が承認した抗原定性検査キットで自己検査を行い、陽性の場合、健康フォローアップセンター等に連絡し、医療機関の受診を待つことなく健康観察を受けることが可能である。 <p><u>また、重症化リスクが高い者の場合、抗原定性検査キットの使用によって受診が遅れることがないように留意する。</u></p>	<p>置も考慮に入れて、更なる節減を徹底する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（新設）
<p>⑦ 教育・訓練</p> <p>廃棄物処理業者は、従業員に対して新型コロナウイルス感染症に関する正しい知識を周知するよう努める。特に感染防止策について従業員等に対する指導・普及啓発を行う。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症の発生に備えた事業継続計画を円滑に実行できるよう教育・訓練を実施し、従業員等の意識を高めることが必要である。</p> <p><u>また、実施した教育訓練の日時、内容、参加者等を記録して一定期間保存することが望ましい。</u></p> <p><訓練内容（例）></p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染防止策に関する習熟訓練（個人防護具の着脱方法、出勤時の体温測定等） ・職場内で発症者が出了場合の対応訓練（発熱外来への連絡、医療機関への搬送、職場の消毒等） ・幹部や従業員等が発症した場合を想定した代理者による重要 	<p>⑦ 教育・訓練</p> <p>廃棄物処理業者は、従業員に対して新型コロナウイルス感染症に関する正しい知識を周知するよう努める。特に感染防止策について従業員等に対する指導・普及啓発を行う。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症の発生に備えた事業継続計画を円滑に実行できるよう教育・訓練を実施し、従業員等の意識を高めることが必要である。</p> <p><訓練内容（例）></p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染防止策に関する習熟訓練（個人防護具の着脱方法、出勤時の体温測定等） ・職場内で発症者が出了場合の対応訓練（発熱外来への連絡、医療機関への搬送、職場の消毒、濃厚接触者の特定等） ・幹部や従業員等が発症した場合を想定した代理者による重要

業務の継続に係る模擬訓練	業務の継続に係る模擬訓練
(3) (略)	(3) (略)
(4) (略)	(4) (略)
参考資料	参考資料
<p>(1) 各省の新型コロナウイルスに係る情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 環境省「新型コロナウイルスに関連した感染症対策」 (略) ○ 内閣官房「新型コロナウイルス感染症対策」 https://corona.go.jp/ <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症に伴う各種支援のご案 内 https://corona.go.jp/action/ ・業種ごとの感染拡大予防対策ガイドライン一覧 https://corona.go.jp/guideline/ ○ 首相官邸 <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症対策本部 https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/taisaku_honbu.html ・新型インフルエンザ等対策有識者会議 https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/yusikisyakaigi.html ・新型コロナウイルス感染症対策について https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansencho/coronavirus.html ・新型コロナウイルス感染症 ご利用ください・お役立ち情報 	<p>(1) 各省の新型コロナウイルスに係る情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 環境省「新型コロナウイルスに関連した感染症対策」 (略) ○ 内閣官房「新型コロナウイルス感染症対策」 https://corona.go.jp/ <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症に伴う各種支援のご案 内 https://corona.go.jp/action/ ・業種ごとの感染拡大予防対策ガイドライン一覧 https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf ○ 首相官邸 <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症対策本部 https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/taisaku_honbu.html ・新型インフルエンザ等対策有識者会議 https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/yusikisyakaigi.html ・新型コロナウイルス感染症<u>に備えて</u>～一人ができる対策を知っておこう～ https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansencho/coronavirus.html ・新型コロナウイルス感染症 ご利用ください・お役立ち情報

<p>報</p> <p>https://www.kantei.go.jp/jp/pages/coronavirus_index.html</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 厚生労働省「新型コロナウイルス感染症対策について」 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症に関するQ&A https://www.mhlw.go.jp/stf/covid-19/qa-jichitai-iryoukikan-fukushishisetsu.html ・国民の皆さんへ（新型コロナウイルス感染症） https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00094.html ・（削除） ○ 内閣府「新型コロナウイルス感染症関連」 https://www.cao.go.jp/others/kichou/covid-19.html ○ 総務省「新型コロナウイルス感染症対策関連」 https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/gyoumukanri_sontai/covid-19/index.html ○ 法務省「新型コロナウイルス感染症<u>関連情報</u>」 http://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/0000000451.html <p>(略)</p>	<p>https://www.kantei.go.jp/jp/pages/coronavirus_index.html</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 厚生労働省「新型コロナウイルス感染症対策について」 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症に関するQ&A https://www.mhlw.go.jp/stf/covid-19/qa-jichitai-iryoukikan-fukushishisetsu.html ・国民の皆さんへ（新型コロナウイルス感染症） https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00094.html ・<u>新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）</u> https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocao_00138.html ○ 内閣府「新型コロナウイルス感染症関連」 https://www.cao.go.jp/others/kichou/covid-19.html ○ 総務省「新型コロナウイルス感染症対策関連」 https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/gyoumukanri_sontai/covid-19/index.html ○ 法務省「新型コロナウイルス感染症<u>関連する情報一覧</u>」 http://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/0000000451.html <p>(略)</p>
<p>(2) 関係団体、ライフライン等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 電気事業連合会 	<p>(2) 関係団体、ライフライン等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 電気事業連合会

<p>http://www.fepc.or.jp/index.html</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 石油連盟 http://www.paj.gr.jp/ ○ 全国石油業共済協同組合連合会「石油リンク集」 http://www.zensekiren.or.jp/06contents06/04 ○ (公社) 日本水道協会「水道リンク集」 http://www.jwwa.or.jp/link/index.html ○ (一社) 日本工業用水協会「新型インフルエンザ対策BCP」 http://www.jiwa-web.jp/information/#influenza ○ (一社) 日本ガス協会 https://www.gas.or.jp/ ○ (一社) 全国LPガス協会 https://www.japanlpg.or.jp/index.html ○ 国民生活センター「新型コロナウイルス感染症関連」 http://www.kokusen.go.jp/soudan_now/data/coronavirus.html ○ 国立感染症研究所 感染症疫病センター「新型コロナウイルス感染症(COVID-19) 関連情報ページ」 https://www.niid.go.jp/niid/ja/2019-ncov/9324-2019-ncov.html ○ (一社) 日本疫学会「新型コロナウイルス関連情報」 https://jeaweb.jp/covid/index.html ○ 新型コロナウイルス感染症(COVID-19) 関連リンク https://jeaweb.jp/covid/link/index.html ○ (一財) 日本環境衛生センター「廃棄物処理業における新型コロナウイルス対策ガイドライン」 	<p>http://www.fepc.or.jp/index.html</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 石油連盟「石油関連サイト（リンク）」 http://www.paj.gr.jp/about/link/index.html ○ 全国石油業共済協同組合連合会「石油リンク集」 http://www.zensekiren.or.jp/06contents06/04 ○ (公社) 日本水道協会「水道リンク集」 http://www.jwwa.or.jp/link/index.html ○ (一社) 日本工業用水協会「新型インフルエンザ対策BCP」 http://www.jiwa-web.jp/information/#influenza ○ (一社) 日本ガス協会 https://www.gas.or.jp/ ○ (一社) 全国LPガス協会 https://www.japanlpg.or.jp/index.html ○ 国民生活センター「新型コロナウイルス感染症関連」 http://www.kokusen.go.jp/soudan_now/data/coronavirus.html ○ 国立感染症研究所 感染症疫病センター「新型コロナウイルス感染症(COVID-19) 関連情報ページ」 https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ka/corona-virus/2019-ncov.html ○ (一社) 日本疫学会「新型コロナウイルス関連情報」 https://jeaweb.jp/covid/index.html ○ 新型コロナウイルス感染症(COVID-19) 関連リンク https://jeaweb.jp/covid/link/index.html ○ (一財) 日本環境衛生センター「廃棄物処理業における新型コロナウイルス対策ガイドライン」
---	---

<p>https://www.jesc.or.jp/library/tabcid/373/Default.aspx</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ (公財) 日本産業廃棄物処理振興センター <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理業における新型コロナウイルス対策ガイドライン https://www.jwnet.or.jp/uploads/media/2020/06/R2coronaguideline_chousa.pdf ・国、地方自治体（廃棄物担当部局）（リンク集） https://www.jwnet.or.jp/link/government/index.html ・（削除） ○ (公社) 全国産業資源循環連合会 (削除) <ul style="list-style-type: none"> ・各都道府県の産業資源循環協会 https://www.zensanpairen.or.jp/federation/about/member/ ○ (削除) 	<p>https://www.jesc.or.jp/library/tabcid/373/Default.aspx</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ (公財) 日本産業廃棄物処理振興センター <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理業における新型コロナウイルス対策ガイドライン https://www.jwnet.or.jp/uploads/media/2020/06/R2coronaguideline_chousa.pdf ・国、地方自治体（廃棄物担当部局）（リンク集） https://www.jwnet.or.jp/link/government/index.html ・講習会・研修会 https://www.jwnet.or.jp/workshop/index.html ○ (公社) 全国産業資源循環連合会 <ul style="list-style-type: none"> ・<u>産業廃棄物処理業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン</u> https://www.zensanpairen.or.jp/disposal/standards/ ・各都道府県の産業資源循環協会 https://www.zensanpairen.or.jp/federation/about/member/ ○ <u>日本財団・海ごみゼロウィーク事務局</u> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>【海ごみゼロウィーク2020】新型コロナウイルス感染防止対策ごみ拾いイベント実施ガイドライン</u> https://uminoji.jp/umigomi/download/data/umigomi_guideline2.pdf ・https://uminoji.jp/umigomi/zeroweek/
<ul style="list-style-type: none"> ・別添 <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルスなどの感染症対策のためのご家庭でのご 	<ul style="list-style-type: none"> ・別添 <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルスなどの感染症対策のためのご家庭でのご

<p>みの捨て方 ～家庭ごみを出すときに心がける5つのこと～</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルスなどの感染症対策としてのご家庭でのマスク等の捨て方 ・医療関係機関や、その廃棄物を取り扱うみなさまへ 新型コロナウイルスの廃棄物について ・宿泊療養施設の廃棄物を取り扱うみなさまへ ～ごみを取り扱う際に心がける3つのこと～ ・ごみの収集運搬作業をされるみなさまへ ～収集運搬作業における新型コロナウイルス対策～ ・ワクチンの接種に伴い排出される廃棄物の処理の留意点 	<p>みの捨て方 ～家庭ごみを出すときに心がける5つのこと～</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルスなどの感染症対策としてのご家庭でのマスク等の捨て方 ・医療関係機関や、その廃棄物を取り扱うみなさまへ 新型コロナウイルスの廃棄物について ・宿泊療養施設の廃棄物を取り扱うみなさまへ ～ごみを取り扱う際に心がける3つのこと～ ・ごみの収集運搬作業をされるみなさまへ ～収集運搬作業における新型コロナウイルス対策～ ・（新設）
監修 (略)	監修 (略)
脚注	脚注
<p>(P2)</p> <p>¹ Neeltje van Doremalen et al., "Aerosol and Surface Stability of SARS-CoV-2 as Compared with SARS-CoV-1", The New England Journal of Medicine, Published online May 1, 2020. https://www.nejm.org/doi/full/10.1056/nejmco2004973</p> <p>² 新型コロナウイルス感染症(COVID-19) 診療の手引き・第28・1版 https://www.mhlw.go.jp/content/000936655.pdf</p> <p>(P3)</p> <p>³ 「新型コロナウイルス感染症はこうした経路で広がっています」第4回新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボード(7月30日) (啓発資料) https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000657104.pdf</p>	<p>(P2)</p> <p>¹ Neeltje van Doremalen et al., "Aerosol and Surface Stability of SARS-CoV-2 as Compared with SARS-CoV-1", The New England Journal of Medicine, Published online May 1, 2020. https://www.nejm.org/doi/full/10.1056/nejmco2004973</p> <p>² 新型コロナウイルス感染症(COVID-19) 診療の手引き・第28・1版 https://www.mhlw.go.jp/content/000631552.pdf</p> <p>(P3)</p> <p>³ 「新型コロナウイルス感染症はこうした経路で広がっています」第4回新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボード(7月30日) (啓発資料) https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000657104.pdf</p>

<p>⁴ 厚生労働省HP「マスクの着用について」 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kansentaisaku_00001.html</p>	<p>⁴ 「今後想定される感染状況の考え方（暫定合意）」新型インフルエンザ等対策有識者会議 新型コロナウイルス感染症対策分科会（令和2年7月31日） https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/fu/kongo_kangaekata.pdf</p>
<p>⁵ 新型コロナウイルス感染症対策本部決定「マスク着用の考え方の見直し等について」（2023年2月10日） https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryou/kihon_r2_050210.pdf</p>	<p>⁵ 「人との接触を8割減らす、10のポイント」を公表しました。（厚生労働省） https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00116.html</p>
<p>⁶ 「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和5年2月10日（以降、逐次更新）新型コロナウイルス感染症対策本部決定。） https://corona.go.jp/news/news_20200411_53.html</p>	<p>⁶ 感染リスクが高まる「5つの場面」（内閣官房新型コロナウイルス感染症対策ウェブサイト） https://corona.go.jp/proposal/</p>
<p>(P4)</p> <p>⁷ 「人との接触を8割減らす、10のポイント」を公表しました。（厚生労働省） https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00116.html</p>	<p>(P4)</p> <p>⁷ Hao-Yuan Cheng et al., “Contact Tracing Assessment of COVID-19 Transmission Dynamics in Taiwan and Risk at Different Exposure Periods Before and After Symptom Onset”, JAMA Internal Med. Published online May 1, 2020. https://jamanetwork.com/journals/jamainternalmedicine/fullarticle/2765641</p>
<p>⁸ 感染リスクが高まる「5つの場面」（内閣官房新型コロナウイルス感染症対策ウェブサイト） https://corona.go.jp/proposal/</p>	<p>(P5)</p>
<p>⁹ 新型コロナウイルス感染症を想定した「新しい生活様式」を公表しました https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_newlifestyle.html#newlifestyle</p>	<p>⁷ Hao-Yuan Cheng et al., “Contact Tracing Assessment of CO</p>

(P5)	<p>⁷ Hao-Yuan Cheng et al., “Contact Tracing Assessment of COVID-19 Transmission Dynamics in Taiwan and Risk at Different Exposure Periods Before and After Symptom Onset”, JAMA Internal Med. Published online May 1, 2020. https://jamanetwork.com/journals/jamainternalmedicine/fullarticle/2765641</p>	<p>VID-19 Transmission Dynamics in Taiwan and Risk at Different Exposure Periods Before and After Symptom Onset”, JAMA Internal Med. Published online May 1, 2020. https://jamanetwork.com/journals/jamainternalmedicine/fullarticle/2765641</p>
(P6)	<p>⁸ 指定感染症（厚生労働省） https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou/kekaku-kansenshou/kekaku-kansenshou11/01.html#list12</p>	<p>⁸ 指定感染症（厚生労働省） https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou/kekaku-kansenshou/kekaku-kansenshou11/01.html#list12</p>
	<p>⁹ 新型インフルエンザ等感染症（厚生労働省） https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekaku-kansenshou11/01-shitei-01.html</p>	<p>⁹ 2類感染症（厚生労働省） https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou/kekaku-kansenshou/kekaku-kansenshou11/01.html#list02</p>
(P7)	<p>¹⁰ 「緊急事態宣言解除後の新型コロナウイルス感染症への対応」（令和3年3月18日新型コロナウイルス感染症対策本部とりまとめ） https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryou/kihon_r_030318_2.pdf</p>	<p>¹⁰ 「緊急事態宣言解除後の新型コロナウイルス感染症への対応」（令和3年3月18日新型コロナウイルス感染症対策本部とりまとめ） https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryou/kihon_r_030318_2.pdf</p>
	<p>¹¹ 新型コロナウイルス感染症を想定した「新しい生活様式」を公表しました</p>	<p>¹¹ 新型コロナウイルス感染症を想定した「新しい生活様式」を公表しました https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_newlifestyle.html#newlifestyle</p>

<p>https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_newlifestyle.html#newlifestyle</p>	<p>(P8)</p>
<p>¹³ <u>新型コロナウイルス感染症対策 業種別ガイドラインについて</u> https://corona.go.jp/guideline/</p>	<p>¹² 「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日（以降、逐次更新）新型コロナウイルス感染症対策本部決定。） https://corona.go.jp/emergency/#taisho</p>
<p>(P9)</p>	<p>¹³ 業種別ガイドラインについて https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline_20200527.pdf</p>
<p>¹⁵ 「医療関係機関等」とは、病院、診療所（保健所、血液センター等はここに分類される。）、衛生検査所、介護老人保健施設、介護医療院、助産所、動物の診療施設及び試験研究機関（医学、歯学、薬学、獣医学に係るものに限る。）をいう。（参照）廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令別表第1の4の項、同施行規則第1条第7項</p>	<p>¹⁵ 「医療関係機関等」とは、病院、診療所（保健所、血液センター等はここに分類される。）、衛生検査所、介護老人保健施設、介護医療院、助産所、動物の診療施設及び試験研究機関（医学、歯学、薬学、獣医学に係るものに限る。）をいう。（参照）廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令別表第1の4の項、同施行規則第1条第7項</p>
<p>¹⁶ 「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」 https://www.env.go.jp/content/900534354.pdf</p>	<p>¹⁶ 「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」 http://www.env.go.jp/recycle/kansen-manual1.pdf</p>
<p>(P11)</p> <p>¹⁷ 新型コロナウイルスなどの感染症対策のご家庭でのごみの捨て方～家庭ごみを出すときに心がける5つのこと～ http://www.env.go.jp/recycle/waste/sp_contr/infection/leaflet-katei2.pdf</p>	<p>(P10)</p> <p>¹⁷ 新型コロナウイルスなどの感染症対策のご家庭でのごみの捨て方～家庭ごみを出すときに心がける5つのこと～ http://www.env.go.jp/recycle/waste/sp_contr/infection/leaflet-katei2.pdf</p>

et-katei2.pdf	¹⁸ 新型コロナウイルスなどの感染症対策としてのご家庭でのマスク等の捨て方 http://www.env.go.jp/recycle/waste/sp_contr/infection/leaflet-katei.pdf	新型コロナウイルスなどの感染症対策としてのご家庭でのマスク等の捨て方 http://www.env.go.jp/recycle/waste/sp_contr/infection/leaflet-katei.pdf
	¹⁹ 「家庭内でご注意いただきたいこと～8つのポイント～」（令和2年3月1日厚生労働省） https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000601721.pdf	「家庭内でご注意いただきたいこと～8つのポイント～」（令和2年3月1日厚生労働省） https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000601721.pdf
	(P12)	(P13)
	²⁰ 医療関係機関や、その廃棄物を取り扱うみなさまへ新型コロナウイルスの廃棄物について http://www.env.go.jp/recycle/waste/sp_contr/infection/leaflet-iryo.pdf	医療関係機関や、その廃棄物を取り扱うみなさまへ新型コロナウイルスの廃棄物について http://www.env.go.jp/recycle/waste/sp_contr/infection/leaflet-iryo.pdf
	(P13)	(P14)
	²¹ 厚生労働省「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養のための宿泊施設確保・運営マニュアル」（令和3年2月12日改訂） https://www.mhlw.go.jp/content/000740154.pdf	「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養マニュアル」（令和2年4月2日付け厚生労働省事務連絡） https://www.mhlw.go.jp/content/000618526.pdf
	²² 宿泊療養施設の廃棄物を取り扱うみなさまへ～ごみを取り扱う際に心がける3つのこと～ http://www.env.go.jp/recycle/waste/sp_contr/infection/leaflet-shukuhaku.pdf	宿泊療養施設の廃棄物を取り扱うみなさまへ～ごみを取り扱う際に心がける3つのこと～ http://www.env.go.jp/recycle/waste/sp_contr/infection/leaflet-shukuhaku.pdf
	(P14)	(P14) (新設)

²³ 令和3年4月2日付け「新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種に伴い排出される廃棄物の処理について（通知）」
https://www.env.go.jp/recycle/waste/sp_contr/infection/20210402.pdf

²⁴ ワクチンの接種に伴い排出される廃棄物の処理の留意点
<https://www.env.go.jp/content/900537210.pdf>

(P16)

²⁵ 新型コロナウイルスに関するQ&A（一般の方向け）（厚生労働省）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/dengue_fever_qa_00001.html#Q4-3

²⁶ 新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について（厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ページ）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html

(P17)

²⁷ 新型コロナウイルスに関するQ&A（一般の方向け）（厚生労働省）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/dengue_fever_qa_00001.html#Q4-3

²⁸ 新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について（厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ページ）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html

²⁹ 医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応ガイド（一般社団法人日本環境感染学会）

(P16)

²⁵ 新型コロナウイルスに関するQ&A（一般の方向け）（厚生労働省）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/dengue_fever_qa_00001.html#Q4-3

²⁶ 新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について（厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ページ）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html

(P18)

²⁷ 新型コロナウイルスに関するQ&A（一般の方向け）（厚生労働省）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/dengue_fever_qa_00001.html#Q4-3

²⁸ 新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について（厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ページ）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html

²⁹ 医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応ガイド（

<p>http://www.kankyokansen.org/modules/news/index.php?content_id=343</p> <p>³⁰ ごみの収集運搬作業をされるみなさまへ収集運搬作業における新型コロナウイルス対策 http://www.env.go.jp/recycle/waste/sp_contr/infection/leaflet-shushu1.pdf</p> <p>31 廃棄物の収集運搬作業時における留意点 https://www.youtube.com/watch?v=T728nPhXmh0</p> <p>(P19)</p> <p>³² <u>厚生労働省ウェブサイト「新型コロナウイルス感染症対策を踏えた熱中症予防のポイントをまとめました」</u> https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_coronanettyuu.html</p> <p>³³ アルコール検知器協議会ウェブサイト「新型コロナウイルス対策に対応したアルコール検知器の使用にあたっての留意事項」 https://j-bac.org/files/admission/files20200420173356.pdf</p> <p>(P26) (削除)</p>	<p>一般社団法人日本環境感染学会) http://www.kankyokansen.org/modules/news/index.php?content_id=343</p> <p>³⁰ ごみの収集運搬作業をされるみなさまへ収集運搬作業における新型コロナウイルス対策 http://www.env.go.jp/recycle/waste/sp_contr/infection/leaflet-shushu1.pdf</p> <p>³¹ 廃棄物の収集運搬作業時における留意点 https://www.youtube.com/watch?v=T728nPhXmh0</p> <p>(P19)</p> <p>³² <u>職場の熱中症予防対策は万全ですか？（厚生労働省労働基準局）</u> https://www.mhlw.go.jp/content/11303000/000633836.pdf</p> <p>³³ アルコール検知器協議会ウェブサイト「新型コロナウイルス対策に対応したアルコール検知器の使用にあたっての留意事項」 https://j-bac.org/files/admission/files20200420173356.pdf</p> <p>(P26)</p> <p>³¹ <u>健康管理・把握の一環として、新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性がある場合に通知するアプリである「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA：COVID-19 Contact Confirming Application）」を活用することが望ましい。</u> https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html</p> <p>³² <u>令和2年4月10日付け 廃棄物処理施設の点検及び機能検査にお</u></p>
--	---

	<p><u>ける防護服の使用節減の徹底等について (通知)</u> http://www.env.go.jp/recycle/200410.pdf</p>
(P27)	(P27) <p><u>34 令和2年4月10日付け 「廃棄物処理施設の点検及び機能検査における防護服の使用節減の徹底等について (通知)」</u> http://www.env.go.jp/recycle/200410.pdf</p>
(P28)	(P28) <p><u>35 新型コロナウイルス感染症の体外診断用医薬品（検査キット）の承認情報</u> https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11331.html</p>
(P29)	(P29) <p><u>36 厚生労働省・内閣官房コロナ室「職場における検査等の実施手順（第3版）について」（2022年10月19日）</u> https://www.mhlw.go.jp/content/001003217.pdf</p>
	<p><u>37 令和2年5月1日付け 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行及び新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物の円滑な処理等について (通知)」一</u> http://www.env.go.jp/recycle/waste/sp_contr/infection/200501.pdf</p> <p><u>38 令和2年5月12日付け 「新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けた更新許可事務における対応について (通知)」</u> http://www.env.go.jp/recycle/waste/sp_contr/infection/200512.pdf</p>
	<p><u>39 令和2年5月1日付け 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行及び新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物の円滑な処理等について (通知)」四、3</u> http://www.env.go.jp/recycle/waste/sp_contr/infection/200501.pdf</p>

<p><u>症に係る廃棄物の円滑な処理等について（通知）」一</u> http://www.env.go.jp/recycle/waste/sp_contr/infection/200501.pdf</p>	<p><u>501.pdf</u> ⁴⁰ 令和2年5月1日付け「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行及び新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物の円滑な処理等について（通知）」四、4 http://www.env.go.jp/recycle/waste/sp_contr/infection/200501.pdf</p>
<p>³⁸ 令和2年5月12日付け「新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けた更新許可事務における対応について（通知）」 http://www.env.go.jp/recycle/waste/sp_contr/infection/200512.pdf</p>	<p>⁴¹ 令和2年4月27日付け「新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けた更新許可事務における対応について（通知）」 https://www.env.go.jp/recycle/200427.pdf</p>
<p>(P30)</p>	<p>(P30) <u>(新設)</u></p>
<p>³⁹ 令和2年5月1日付け「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行及び新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物の円滑な処理等について（通知）」四、3 http://www.env.go.jp/recycle/waste/sp_contr/infection/200501.pdf</p>	<p>(P31) <u>(新設)</u></p>
<p>(P31)</p> <p>⁴⁰ 令和2年5月1日付け「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行及び新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物の円滑な処理等について（通知）」四、4 http://www.env.go.jp/recycle/waste/sp_contr/infection/200501.pdf</p>	

⁴¹ 令和2年4月27日付け「新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けた更新許可事務における対応について（通知）」

<https://www.env.go.jp/recycle/200427.pdf>